

清和大学短期大学部公的研究費不正防止計画

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）[平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正) 文部科学大臣決定]」を踏まえ、不正発生要因を把握した上で、以下のとおり公的研究費の不正防止計画を定める。

1. 責任体制の明確化

不正の発生する要因	不正防止計画
責任体制が明確でない。	清和大学短期大学部における公的研究費の管理・運営に関する規則」（以下「規則」という。）で定めた競争的資金等の責任者をホームページで公開し、学内外に周知する。

2. 適正な管理・運営の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	不正防止計画
公的研究費の事務手続きに関する使用ルールが理解されていない。	公的研究費の使用に関し、教職員対象の説明会を年 1 回開催し、周知徹底を図る。
公的研究費を使用するという責任の重さが認識されていない。	研究者に、使用ルール等を遵守する旨の誓約書を提出させる。

3. 不正を発生させる要因の把握と防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	不正防止計画
不正防止計画の策定において、不正を発生させる要因の把握が不十分である。	定期的に不正防止計画の見直しを行い、不正を発生させる要因を把握し、実効性のある計画を策定し、把握結果に基づいて修正を加える。

4. 研究費の適正な運営及び管理活動

不正の発生する要因	不正防止計画
予算執行にばらつきがある。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況を確認し、必要に応じ改善を求める。
ルールについて、誤った運用が発生する。	疑義については、相談窓口にご相談できる体制を整える。 運用に誤りがある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析し、対策を講ずる。 管理・執行に関わる研究者、事務職員にコンプライアンス教育を実施し、不正防止の意識向上に努める。
発注・納品確認の不徹底。	発注は物品購入願いにに基づき、法人本部に依頼する。 必ず事務職員が検収を行い、現物と購入願いを照合する。換金性の高い物品の管理を徹底し、納品後も現物確認を行う。
出張事実確認の不徹底。	事前に出張伺い及び出張に関する根拠書類を提出し出張に係る決裁を受ける。業務終了後速やかに復命書及び旅費請求を提出させ、事実確認を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	不正防止計画
通報窓口がわかりづらい。	通報窓口をホームページ上で公表する。

6. モニタリングのあり方

不正の発生する要因	不正防止計画
監査体制が十分でない。	内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス教育の一環として結果を職員に周知する。